四十三　前各号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項本文に規定する募集をいう。）がされる社債券（金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）にその株券が上場されている会社が発行した社債券に限り、信託を行う資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）及び当該資金移動業者と密接な関係を有する者が発行した社債券並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）により破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定又は破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は再生手続廃止の決定の確定がない会社及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

第二条　前条第四十三号の「密接な関係」とは、次に掲げる関係をいう。

一　法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

二　同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有されるかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一　法人が自己の名義をもって所有する他の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含む。次号において「対象議決権」という。）が当該他の法人の総株主等の議決権のうちに占める割合

二　法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもって所有する前号に規定する他の法人の株式等に係る対象議決権が当該他の法人の総株主等の議決権のうちに占める割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3　前項の規定は、第一項第二号の関係の判定について準用する。

○金融庁告示第二十四号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用する。

平成二十二年三月一日

金融庁長官　三國谷勝範

（銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第一　銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

前文中「第十七条の二第一項第二号、同条第九項及び」を「第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第九項並びに」に改める。

第一条第一項中「第十七条の二第三項第一号」を「第十七条の二第四項第一号」に改め、同条第二項中「長期信用銀行」の下に「、「資金移動専門会社」を加え、同条第三項中「長期信用銀行」の下に「、「資金移動専門会社」を加える。

第二条第一項中「長期信用銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加え、「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第四号」に改め、同条第二項中「第十七条の二第三項第四号」を「第十七条の二第四項第四号」に改める。

第七条第一項中「長期信用銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加える。

（長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第二　長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「第四条の三第一項第二号及び」を「第四条の三第一項第一号及び第二項第二号並びに」に改める。

第一条第一項中「第四条の三第三項第一号」を「第四条の三第四項第一号」に改め、同条第二項中「銀行」の下に「、「資金移動専門会社」を、「する銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加え、同条第三項中「銀行」の下に「、「資金移動専門会社」を、「する銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加える。

第二条第一項中「、銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加え、「第四条の三第三項第三号」を「第四条の三第四項第三号」に改め、同条第二項中「第四条の三第三項第四号」を「第四条の三第四項第四号」に改める。

第七条第一項中「、銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加える。

（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第三　保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「、第二百七十一条の二十二第五項、」を「及び第二百七十一条の二十二第五項並びに」に、「第五十六条第一項第一号、同条第八項及び」を「第五十六条第一項第一号、第二項第二号及び第九項並びに」に改める。

第一条第一項中「第五十六条第三項第一号の二」を「第五十六条第四項第一号の二」に改め、同条第二項及び第三項中「長期信用銀行」の下に「、「資金移動専門会社」を、「、長期信用銀行」の下に「、資金移動専門会社」を加える。

第二条第一項中「第五十六条第三項第三号」を「第五十六条第四項第三号」に改める。